

社会福祉施設等における 新型インフルエンザ対応について

平成21年9月30日現在(第1版)

福 島 県

目 次

1	はじめに	1
2	“ 新型インフルエンザ ” とは	1
3	予防対策	
	(1) 情報の収集を	2
	(2) 予防の徹底	2
	(3) 発生に備えて	3
4	発生時の対応	
	(1) 共通事項	3
	(2) 入所施設で発生した場合の対応	4
	(3) 短期入所・通所施設で発生した場合の対応	5
	(4) 訪問サービス利用者が罹患した場合の対応	5
	(5) 施設等の職員等が罹患した場合の対応	5
	(6) その他	6
5	相談窓口	6
6	発生情報の流れ	
	(1) 高齢者施設、障がい者・児施設、救護施設等	7
	(2) 児童関係施設（児童養護施設を除く）	7
	(3) 児童養護施設	7
7	参考通知等	7

チラシ

インフルエンザの予防と治療

できるだけ、かからないために！ かかっても、うつさないために！

1 はじめに

今年度はじめに確認された新型インフルエンザは、一時小康状態を保っていたものの、8月になって患者数が急激に増加したことから、8月19日に厚生労働省は、本格的な流行が既に始まっている、と発表しました。

県内においても、人の移動の多いお盆が過ぎ、また、学校の2学期も始まったこともあり、自分の身の回りに新型インフルエンザウイルスがいつ入ってきてもおかしくない状況にあります。さらに、秋以降には通常の季節性インフルエンザの流行も懸念されることから、特に社会福祉施設等（以下「施設等」という。）においては、より一層の対策を講じる必要があります。

新型インフルエンザへの対応については、これまで県としては、関係する国等の通知を送付するなど情報提供してきたところですが、時間の経過とともに通知の廃止等もあり、施設等においては、たいへん分かりづらくなっているのが現状です。

そこで、国からの通知や県の対応を整理し、現場で活用しやすいようになるべく簡潔・明瞭にしたかたちで、「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対応について」を作成しました。ただし、「4 発生時の対応」は、大きな括りで作成し、全ての施設種別毎になっておりませんが、少しでも施設等の入所者、利用者、施設等の職員のお役に立てれば幸いです。

なお、当該資料は必要に応じて、随時更新していくことを申し添えます。

2 “新型インフルエンザ”とは

新型インフルエンザウイルスとは、動物のインフルエンザウイルスが人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと容易に感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を“新型インフルエンザ”といいます。

今般、メキシコやアメリカ等で確認された豚インフルエンザH1N1が、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置付けられました。

新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴

感染したほとんどの方は比較的軽症のまま数日で回復しています。

- 治療薬（タミフル、リレンザ）が有効である
- 現在の季節性インフルエンザワクチンは有効ではない

基礎疾患（慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病などの代謝性疾患、腎機能障害、ステロイド内服などによる免疫機能不全等）を有する者、妊婦等で重症化するおそれがあります。

（季節性インフルエンザは高齢者等で重症化する傾向）

多くの方が免疫を持たないため、季節性インフルエンザより流行規模が大きく、感染者数も多くなると予想されます。

- 季節性インフルエンザよりも伝播力（人に感染させる力）は強い

患者の特徴としては、10代以下が多く、入院患者の半数弱は基礎疾患があります。

突然の38度以上の発熱、咳・くしゃみ等の呼吸器症状、頭痛、関節痛、全身倦怠感等、季節性インフルエンザと同様の症状がみられます。

3 予防対策

(1) 情報の収集を

厚生労働省、福島県等から示される新型インフルエンザに関する正確な情報を入手してください。なお、最新情報については、関係機関のホームページから確認できます。

また、県からも随時文書を送付します。

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

国立感染症研究所 http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/index.html

福島県 <http://www.pref.fukushima.jp/>

(2) 予防の徹底

頻繁な手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットを励行してください。

来所者についても、マスクの着用や手の消毒などをお願いしてください。

「手洗い」は、石けんを使って15秒以上かけて洗いましょう。

洗った後は清潔なペーパータオル等で十分に拭き取りましょう（タオルの共用はしない）。

「マスク」は、フィルター効果の高い不織布^{ふしよくふ}性のものを使用しましょう。

使用後は表面に病原体が付着している可能性があるため、外側に触れないようにして捨てましょう。

「咳エチケット」とは

… マスクを着用せずに咳やくしゃみをする時、見えない唾液が空中に飛んでしまいます。咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、顔を他の人に向けずに、できれば2m以上離れましょう。鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。咳やくしゃみが続いたらマスクを着用してください。

外出に当たっては、人混みをなるべく避けてください。

バランスの良い食事を摂り、規則正しい生活に努めてください。

適度な湿度を維持し、定期的に部屋の換気をするようにしてください。

施設等の入所者・利用者のうち、基礎疾患を有する方や自己予防対策を講じることが難しい方については特に注意を払ってください。

入所施設にあっては、常に入所者の健康状態の把握に努めてください。

また、通所施設・事業所にあっては、送迎時に発熱などの体調確認を行うなど、利用者の健康管理に注意するとともに、家庭内での感染者の有無などの情

報把握に努めてください。

施設等の職員を介してウイルスが持ち込まれることのないよう、施設等の職員に対しては日頃からの健康管理に留意するよう指導するとともに、インフルエンザ様症状により感染が疑われるときは、出勤を停止させ、医療機関に受診させてください。

(3) 発生に備えて

施設等の新型インフルエンザ対策については、あらかじめ嘱託医と十分協議してください（感染が疑われる入所者・利用者・施設等の職員の医療機関への受診、発症後の施設内での介護体制など）。

新型インフルエンザ発生後の対応を円滑に進めるため、施設等の対応を文書で周知するなど、入所者・利用者家族との連携確保に努めてください。

マスク、使い捨て手袋などの施設等の職員が使用する個人防護具は、物品が不足することが想定されますので、事前に準備しておいてください。

基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重症化するおそれが高いため、感染者の直接の看護・介護を避けるよう、勤務上の配慮を行ってください。

4 発生時の対応

(1) 共通事項

随時、最寄りの保健福祉事務所もしくは中核市の保健所（以下「保健福祉事務所等」という。）及び医療機関と連携をとりながら、次の対応をしてください。

なお、受診の際には事前に医療機関に電話をした上で、必ずマスクを着用するようにしてください。

施設等における新型インフルエンザクラスターサーベイランスへの協力
施設等の施設長等は、施設等の入所者、利用者、施設等の職員等の中に、インフルエンザ様症状（ ）を有する者が発生した場合、7日以内に、その者を含めて2名以上の者に次に掲げる条件が認められるときには、保健福祉事務所等に連絡してください。

なお、保健福祉事務所等に連絡後、同様の事態が生じた場合も、随時保健福祉事務所等に連絡してください。

「次に掲げる条件」=インフルエンザ様症状を有する者について、医師が診察し、簡易迅速検査の結果、A型陽性・B型陰性である、又は、A型陰性でも臨床的に感染を強く疑われること（簡易迅速検査で、B型が確定された場合は除く）。

38度以上の発熱かつ急性呼吸器症状

- ・ 年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合もあ

るため、37.5度以上で考慮してもよい。

- ・ 急性呼吸器症状とは少なくとも 鼻汁もしくは鼻閉、 咽頭痛、咳の1つ以上の症状を呈した場合をいう。

施設等の施設長等は、感染拡大を防止するため、感染者、濃厚接触者以外の入所者、利用者、施設等の職員及びその家族などの健康状態にも留意してください。

食堂での食事については、おおむね2m以上、席の間隔をとってください。

レクリエーション等人の集まる活動等については、その必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討してください。

入浴は、個室浴又はシャワー浴とし、同一時間帯における複数の入浴を避け、または清拭としてください。

施設内での接触感染を防止するため、通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子等、人がよく触れるところを最低1日1回は拭き取り清掃してください。

【「濃厚接触者」とは】

一般的に次のいずれかの者をいいます。

- ・ 新型インフルエンザ患者（以下「患者」という。）と一緒に住んでいる。
- ・ 患者処置に適した个人防护具（マスクや手袋等）を装着しなかったか、あるいは正しく着用せずに、患者処置をした。
- ・ 手で触れること、会話することが可能な距離（2m以内の距離）で、適切な感染防御をせずに、患者と対面で直接話をした。

合計10分以上。患者が対面中に咳又はくしゃみをした場合は時間に関係なく濃厚接触者となる。

なお、患者自身が対面中に不織布性のマスクをしていた場合は濃厚接触者とはならない。

不織布性マスク：繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や科学的な作用によって接着させて作った布で作成されたマスク。市販されている家庭用マスクのほとんどは不織布性マスクである。

(2) 入所施設で発生した場合の対応

入所者に感染の疑いがある場合には、速やかに個室に転室させる等の感染防止措置を講じ、嘱託医もしくはかかりつけ医師に相談の上、医療機関を受診してください。

原則、基礎疾患のない入所者については、施設において看護・介護を継続することになります（入所者の家族等が自宅で介護することもできます）。

なお、感染拡大のおそれがある場合、感染の疑いがある入所者が、基礎疾患を有していたり、または重症化の兆候を認める場合の対応については医療機関と相談してください。

濃厚接触者と判断される入所者については個室に転室し、個室が用意できない場合には濃厚接触者のみの居室を用意して移動させてください（同室に濃厚接触した入所者が複数いる場合、ベッド間を2 m以上離し、カーテン等でベッド間の仕切りをするなど、できるだけ接触を防ぐこと）。また、7日間は施設内の移動を制限してください。

介護を行う際は、全ての職員がマスクと使い捨て手袋を着用した上、感染した入所者については、できるだけ同じ職員がサービス提供する体制としてください。

家族との面会にあたっては、感染防止対策を徹底するとともに、他の入所者とできる限り接触しないよう、行動範囲や面会場所を検討してください。

給食・リネン業者等、外部事業者に対しては、マスクや使い捨て手袋の着用等の感染防止策を徹底し、作業時間や行動範囲を制限する等、できる限り入所者や施設等の職員との接触を避けるための対応を取ってください。

(3) 短期入所・通所施設で発生した場合の対応

県（保育施設については市町村）は、必要に応じて臨時休業を要請することになります。

また、感染拡大のため特に必要であると判断した場合は、広域での臨時休業を要請することもあります。

要請がない場合でも、施設の判断により臨時休業を行うことができます。

その場合は、保健福祉事務所等とよく相談し、正確な情報に基づき、利用者への感染拡大防止の観点から適切に対応するとともに、利用者及び家族等に対して周知してください。原則として、インフルエンザ様症状が見られる利用者は、外出を自粛し、自宅において療養することになります。

施設は、臨時休業する場合や利用者が自宅療養する場合を想定して、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者を含め、関係事業者間で連携の上、必要性の高い利用者を優先しつつ、訪問介護事業者等による代替サービスの提供の必要性について事前に検討してください。なお、保育所等についても、臨時休業を行う場合を想定して、市町村と連携の上、事前に臨時的な一時預かり等の対応策を検討してください。

サービス再開にあたっては、利用者や施設等の職員に対し、インフルエンザ様症状の有無を確認し、マスクの着用、うがい、手洗いのさらなる励行など、これまで以上の感染防止策を徹底してください。

(4) 訪問サービス利用者が罹患した場合の対応

保健福祉事務所等と相談の上、居宅介護支援事業者等と連携し、サービスの必要性を再検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続してください。

(5) 施設等の職員等が罹患した場合の対応

ア 施設等の職員

医療機関の指示に従い、外出を自粛し、自宅で療養してください。

(熱が下がった日の翌日から2日目まで、または、症状が始まった日の翌日から7日目までのうち、どちらか長い期間が望ましい)

また、次の点に留意してください。

処方された薬は指示通りに最後まで飲みましょう。

水分補給と十分な睡眠を心がけましょう。

イ 施設等の職員の家族

次の点に留意してください。

家族の看護をしたあとなど、手をこまめに洗いましょう。

可能な限り家族と別の部屋で過ごしましょう。

職員は濃厚接触者にあたるため、勤務するかどうかについては医療機関や施設と十分相談しましょう。

職員が勤務する場合には、職場での感染防止策を徹底しましょう。

(6) その他

外部研修などへの参加については、マスクの持参・着用をお願いします。

参加予定者が体調不良の場合は、必要に応じて保健福祉事務所等に相談の上、参加の是非を改めて検討してください。

5 相談窓口

福島県内の新型インフルエンザに関する相談窓口は、次のとおりです。

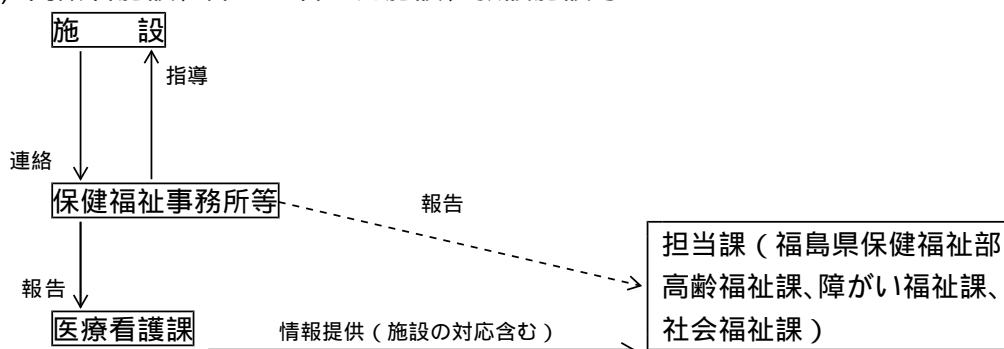
(平日8:30~17:30)

郡山市・いわき市保健所は8:30~17:15までとなります。

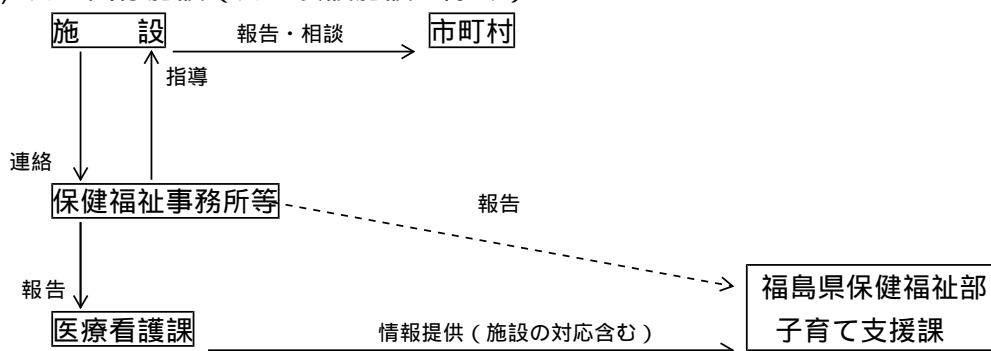
相談窓口	電 話	F A X
県北保健福祉事務所	024-534-4108	024-534-4162
県中保健福祉事務所	0248-75-7827	0248-75-7825
県南保健福祉事務所	0248-21-2191	0248-23-1252
会津保健福祉事務所	0242-29-5203	0242-29-5513
南会津保健福祉事務所	0241-63-0313	0241-63-0310
相双保健福祉事務所	0244-26-1182	0244-26-1332
郡山市保健所	024-924-2163	024-934-2960
いわき市保健所	0246-27-8596	0246-27-8600

6 発生情報の流れ

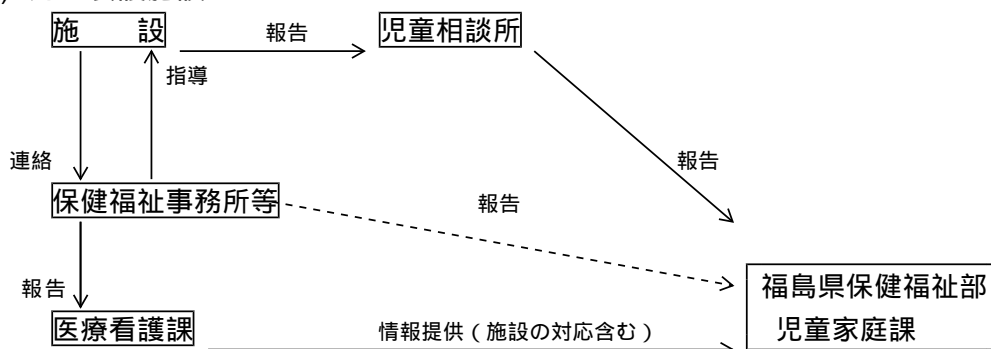
(1) 高齢者施設、障がい者・児施設、救護施設等



(2) 児童関係施設（児童養護施設を除く）



(3) 児童養護施設



7 参考通知等

参考となる通知等は、以下のとおりです。

厚生労働省

- 『高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き』

(H18.3.20 作成)

... [県からは、平成21年4月30日付け21生福第388号
平成21年4月30日付け21自第461号

で発出]

- ・ 『基本的対処方針』(H21.5.22) 『「基本的対処方針」等のQ & A』(H21.5.22
H21.7.23 付け更新)

... [県からは、平成21年5月26日付け21生福第1597-1号
平成21年5月27日付け21自第741号

で発出]

- ・ 『新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】』
(H21.6.19 事務連絡)

「医療の確保、検疫、学校、保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指
針(改定版)」(H21.6.19)

... [県からは、平成21年6月22日付け21生福第2217号
平成21年6月24日付け21生福第2263号
平成21年6月23日付け21自第1090号

で発出]

- ・ 『社会福祉施設における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団
発生)サーベイランスへの協力について』(H21.6.30 事務連絡 H21.8.25
付け事務連絡で廃止され更新されています。)

... [県からは、平成21年7月7日付け21生福第2470号
平成21年7月8日付け21自第1278号

で発出]

県(福祉監査課・高齢福祉課・障がい福祉課)

- ・ 『新型インフルエンザに係る福島県の対応について(通知)』
「別紙1 新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る福島県の対応につい
て」(H21.7.21)

「別紙2 福島県における基本的対処方針」

... [県からは、平成21年7月23日付け21生福第2737号
平成21年7月24日付け21生福第2773号
平成21年7月27日付け21自第1487号

で発出]

【問い合わせ】

福島県保健福祉部福祉監査課

電 話 024-521-7324

FAX 024-521-7917

インフルエンザの予防と治療

できるだけ、かからないために！
かかっても、うつさないために！

今回の新型インフルエンザは感染力は強いですが、多くの方は軽症のまま回復しています。
ただし、基礎疾患を持つ方を中心に重症化したケースが見られます。
予防と治療に関しては、以下のポイントを参考に適切な対応をお願いします。

1 “かからない”ための予防方法

- ・人混みへの外出を避ける
- ・人混みでのマスク着用
- ・頻繁な手洗い
- ・咳エチケット
- ・うがい



こんな人は、特に注意を！
ぜん息などの慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、
糖尿病や腎機能障害の方
ステロイドを定期内服している方
乳幼児、妊婦、高齢者など

3 症状が出たときの行動



- ・無理して入社・登校をせずに休む
- ・必要に応じて治療薬をもらい、症状が始まった日の翌日から7日間は自宅療養

受診時の注意

かかりつけ医にあらかじめ電話をした上で受診
受診時には必ずマスクを着用
受診時に周囲でのインフルエンザ患者の有無を伝える

2 “かかったかな”のサイン

- ・急な発熱(38～40度)
- ・咳、咽頭痛、悪寒、頭痛、筋肉痛、下痢
- ・潜伏期間は1～7日間
- ・有症期間は3～7日程度

若い人に多くの感染が確認されています。
風邪は、のどの痛みや鼻水で始まり、その後徐々に熱があがるという違いがあります。

4 本人と家族が心がけること

- ・外出は避ける
- ・栄養をとり、安静にして十分な睡眠をとる
- ・家族への感染を防ぐため個室で療養をする
- ・水分補給をこまめにする
- ・定期的に部屋の換気をする
- ・処方薬は決められたとおり最後まで飲む
- ・患者と接した家族はすぐに手洗いを行う
- ・看護の際は、患者・家族ともマスク着用

「咳エチケット」とは

マスクを着用せずに、咳やくしゃみをする時、見えない唾液が空中に飛んでしまいます。咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、顔を他の人に向けずに、できれば2メートル以上離れましょう。鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨ててください。咳やくしゃみがつづいたらマスクを着用してください。